

令和元年12月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度12月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第45号 農地法第3条許可申請書審議について	(6件)
議案第46号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第47号 農用地利用集積計画審議について	(41件)
議案第48号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(4件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
7番 野元 政博	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	23番 松崎 秀樹
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛		30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博	33番 西園 賢一郎	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

29番 檜物 茂広

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	東 浩文
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和元年度12月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が13名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、9番「迫 千穂子」委員と、10番「末永 義弘」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、議案第45号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。6件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,814㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,059㎡、作物は水稻、果樹です。
なお、これは親子間の所有権移転です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,307㎡、作物はオリーブです。
本案の権利取得者である非営利法人は、障害福祉サービス事業を行っており、今回、申請地で就労支援事業所の利用者が農業に取り組むことで、自信や生きがいを持って社会に参画する活動を行うものであります。

これにつきましては、農地法第3条第1項で農地について所有権を移転、使用貸借による権利、賃借権を設定等する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと規定され、同条第2項では当該許可基準について規定しています。

法人が農地の所有権を取得又は賃借権を設定等する場合には、第3条第2項第2号の規定に基づき農地所有適格法人でなければその権利を取得できないこととされていますが、同項ただし書きで規定されています政令で定める相当の事由があるときは、その例外とされているところでございます。

農地法施行令第2条第1項第1号に、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、農地法第3条第2項第1号の例外規定となりますので、同項第2号、第4号及び第5号を除く同項の基準が適用されるということになります。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,136㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,783㎡、作物は果樹です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は134㎡、作物は野菜です。

以上、計6件、番号3は、農地法第3条第2項第2号、第4号及び第5号を除く、各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

その他の案件については、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第45号の番号1について報告いたします。

令和元年12月20日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第45号の番号2について報告いたします。

令和元年12月21日、私と副の重水委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第45号の番号3について報告いたします。

令和元年12月19日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

権利取得後、農地等のすべてについて効率的に利用して耕作を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利取得者である障害福祉サービス事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人が農地等を当該目的に係る事業の用に供すると認められるか否かについては、認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項第2号、第4号及び第5号を除く、同項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第45号の番号4について報告いたします。

令和元年12月18日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第45号の番号5について報告いたします。

令和元年12月19日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第45号の番号6について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の濱村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第45号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第45号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第46号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号2と番号3の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材・車両置場、権利種別は所有権移転です。

番号6と番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

なお、番号4の一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、建築位置から申請地を有効活用する必要があるため、今回の申請面積となったものです。

また、番号5と番号8は、転用済みのため、始末書が付いています。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第46号の番号1について報告いたします。

令和元年12月23日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第46号の番号2について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 1 番 議案第46号の番号3について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 1 番 議案第46号の番号4について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 1 番 議案第46号の番号5について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 6 番 議案第46号の番号6について報告いたします。

令和元年12月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第46号の番号7について報告いたします。

令和元年12月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第46号の番号8について報告いたします。

令和元年12月20日、私と副の濱村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約8.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第46号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第46号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第47号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 東峯委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 19頁の番号1、番号2です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,734㎡、計1,734㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第47号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第47号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着席]

会長 次に、山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 20頁の番号7です。貸借です。

面積について、田は900㎡、畑はなし、計900㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第47号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第47号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 次に、上野委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 22頁の番号17です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,977㎡、計1,977㎡、うち再設定面積は1,977㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第47号農用地利用集積計画審議の上野委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第47号農用地利用集積計画審議の上野委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

上野委員に着席の連絡をしてください。

31番 〔着席〕

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁から26頁です。貸借です。
面積について、田は30,542㎡、畑は21,901㎡、計52,443㎡、うち再設定面積は38,427㎡、利用権設定件数は37件、うち再設定件数は25件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第47号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第47号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第5、議案第48号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。

申出分で、田はなし、畑は4筆1,696㎡、計4筆1,696㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第48号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第48号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願ひします。

2番 令和元年度12月総会を閉会します。

(閉会 9時50分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

9 番 (印)

10番 (印)